# えひめこどもの城AR活用イベント企画開催業務仕様書

### 1 委託業務名

えひめこどもの城AR活用イベント企画開催業務

### 2 業務の目的

大型児童館「えひめこどもの城」の特徴や魅力を活かしたARコンテンツの制作及び 活用したイベントの開催により、来園の促進並びに利用者の満足度向上を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日(月)まで

## 4 委託上限額

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 業務内容

業務内容は、次の(1)から(3)のとおりとする。

なお、愛媛県が別途委託する「とべもり+(プラス)魅力発信及び戦略的広報業 務」で実施するハッシュタグキャンペーンと連携すること。

#### (1) イベントの開催

#### ①ARコンテンツ

- ・制作するAR コンテンツはいわゆるWebARとし、一般的なスマートフォン等にプレインストール済みの汎用ブラウザ等で利用できるものとし、また、デバイスへのデータのダウンロードなしに利用できるものとすること(コンテンツ利用時のキャッシュを除く)。
- ・スマートフォン等のカメラを用い、ARマーカーまたは二次元コードを読み込むことによって、煩雑な操作なくコンテンツを利用できるものとすること。
- ・令和6年度の運用において、ARコンテンツ作成費以外の経費(サーバ使用料等)が発生する場合には、受託者が負担すること。また、後年度に負担が生じない内容(サーバ使用料等含む)とすること。

### ②設置場所

えひめこどもの城の園内とし、実施箇所数は提案による。ただし、来園者の安全 に支障ない場所で実施すること。

#### ③実施時期

令和6年9月~令和7年3月の間で長期間実施することを想定しており、来園者が何度も参加できるよう工夫すること。

④企画制作に関する業務

イベント開催計画の作成、施設管理者等との調整、ARコンテンツの制作、備品及び機材等の手配、造作並びに破損時の修繕、イベントに係る広報など、企画の実施に関する一切の業務

## 【企画提案に当たっての留意事項】

- ・参加者のターゲットは、えひめこどもの城の主な利用層であるファミリー層並 びに利用拡大を図っている若年層(中学生から大学生)とする。
- ・愛媛県及びえひめこどもの城の協力の要否について示すこととし、協力を要する 内容がある場合は、具体的に例示すること。
- ・下記8(1)の著作権に関する取扱いについて、想定する譲渡不可能な内容や条件等を明示すること。
- ・設置物の想定イメージを提案に含めること。
- ・イベントの参加費は無料とすること。(駐車料金、遊具利用料等は参加者負担)
- (2) イベントの効果検証

今後のえひめこどもの城及びとべもり+(プラス)エリアの集客施策の参考となるよう、イベント参加者に関する場所や日ごとの人数、属性などの情報を集約、分析すること。

※とべもり+

えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公園の県立 4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称

(3) その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な 業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成 して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

### 7 再委託の可否

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に

書面にて報告し、愛媛県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

## (2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で 使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### 9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「個人情報保護法」という。)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再 委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。